

町営住宅入居者募集要項

募集住宅	街なか町営住宅本町住宅B棟 (木造2階建) 金山町大字金山 505-2																																												
間取り	居間8畳、台所8畳、寝室7畳、テラス、浴室、トイレ、洗面脱衣所、押入れ、ガスコンロ、FF型ガス給湯器設置済 ペット同居不可																																												
家賃	<p>町営住宅は、計算した※収入月額(月額所得金額)によって家賃が決定します。</p> <table border="1" data-bbox="320 779 1417 1377"> <thead> <tr> <th>本町住宅B棟の家賃</th> <th>入居者の※収入月額</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31,200</td> <td>~104,000</td> <td rowspan="4">本来階層</td> </tr> <tr> <td>36,000</td> <td>104,001~123,000</td> </tr> <tr> <td>41,200</td> <td>123,001~139,000</td> </tr> <tr> <td>46,400</td> <td>139,001~158,000</td> </tr> <tr> <td>53,100</td> <td>158,001~186,000</td> <td rowspan="3">※裁量階層</td> </tr> <tr> <td>61,200</td> <td>186,001~214,000</td> </tr> <tr> <td>71,700</td> <td>214,001~259,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※裁量階層…高齢者世帯(60歳以上)、子育て世帯(高校卒業するまでの者を扶養)、新婚世帯(二人の年齢の合計が80歳未満かつ結婚から10年以内)、障がい者等含む世帯のいずれかに該当するものです。</p> <p>※収入月額は、入居予定者全員の年間総所得額の合計から公営住宅法に規定する控除額(下記の表のとおり)を控除し、12で割った額です。</p> <table border="1" data-bbox="328 1601 1417 1995"> <thead> <tr> <th>控除の種類</th> <th>控除額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与所得等控除</td> <td>1人につき 10万円</td> <td>給与・年金所得等を有する者 (その者の所得が10万円未満の場合は当該所得金額)</td> </tr> <tr> <td>同居親族等控除</td> <td>1人につき 38万円</td> <td>本人を除く同居親族及び遠隔地扶養親族</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者控除・老人扶養控除</td> <td>1人につき 10万円</td> <td>70歳以上の控除対象配偶者・扶養親族</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族控除</td> <td>1人につき 25万円</td> <td>扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人(配偶者を除く)</td> </tr> <tr> <td>障害者控除(特別障害者控除)</td> <td>1人につき 27万円 (40万円)</td> <td>本人及び扶養親族のうち、障害者手帳等の交付がされている者 (本人及び扶養親族のうち、重度の障がいのある者)</td> </tr> <tr> <td>寡婦(寡夫)控除</td> <td>1人につき 27万円</td> <td>所得税法上寡婦又は寡夫控除に該当する者</td> </tr> <tr> <td>ひとり親控除</td> <td>1人につき 35万円</td> <td>所得税法上ひとり親控除に該当する者 (その者の所得が35万円未満の場合は当該所得金額)</td> </tr> </tbody> </table>		本町住宅B棟の家賃	入居者の※収入月額	区分	31,200	~104,000	本来階層	36,000	104,001~123,000	41,200	123,001~139,000	46,400	139,001~158,000	53,100	158,001~186,000	※裁量階層	61,200	186,001~214,000	71,700	214,001~259,000	控除の種類	控除額	内容	給与所得等控除	1人につき 10万円	給与・年金所得等を有する者 (その者の所得が10万円未満の場合は当該所得金額)	同居親族等控除	1人につき 38万円	本人を除く同居親族及び遠隔地扶養親族	老人控除対象配偶者控除・老人扶養控除	1人につき 10万円	70歳以上の控除対象配偶者・扶養親族	特定扶養親族控除	1人につき 25万円	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人(配偶者を除く)	障害者控除(特別障害者控除)	1人につき 27万円 (40万円)	本人及び扶養親族のうち、障害者手帳等の交付がされている者 (本人及び扶養親族のうち、重度の障がいのある者)	寡婦(寡夫)控除	1人につき 27万円	所得税法上寡婦又は寡夫控除に該当する者	ひとり親控除	1人につき 35万円	所得税法上ひとり親控除に該当する者 (その者の所得が35万円未満の場合は当該所得金額)
本町住宅B棟の家賃	入居者の※収入月額	区分																																											
31,200	~104,000	本来階層																																											
36,000	104,001~123,000																																												
41,200	123,001~139,000																																												
46,400	139,001~158,000																																												
53,100	158,001~186,000	※裁量階層																																											
61,200	186,001~214,000																																												
71,700	214,001~259,000																																												
控除の種類	控除額	内容																																											
給与所得等控除	1人につき 10万円	給与・年金所得等を有する者 (その者の所得が10万円未満の場合は当該所得金額)																																											
同居親族等控除	1人につき 38万円	本人を除く同居親族及び遠隔地扶養親族																																											
老人控除対象配偶者控除・老人扶養控除	1人につき 10万円	70歳以上の控除対象配偶者・扶養親族																																											
特定扶養親族控除	1人につき 25万円	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人(配偶者を除く)																																											
障害者控除(特別障害者控除)	1人につき 27万円 (40万円)	本人及び扶養親族のうち、障害者手帳等の交付がされている者 (本人及び扶養親族のうち、重度の障がいのある者)																																											
寡婦(寡夫)控除	1人につき 27万円	所得税法上寡婦又は寡夫控除に該当する者																																											
ひとり親控除	1人につき 35万円	所得税法上ひとり親控除に該当する者 (その者の所得が35万円未満の場合は当該所得金額)																																											
入居時期	申込日から概ね3週間程度																																												

－ 申 し 込 み 手 続 き に つ い て －

入居申込資格	<p>①同居しようとする親族があること。</p> <p>②所得月額（※）が15万8千円（裁量階層対象者は25万9千円）以下の方 ※所得月額とは、入居者及び同居者の過去1年間の所得金額の合計から、公営住宅法施行令で定める額を控除し、12で割った額をいいます。</p> <p>③現に住宅に困窮していることが明らかなこと。 ※申込者、又は同居親族名義の持家（共有名義を含む。）がある方は除く。</p> <p>④入居申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。</p> <p>⑤市町村民税等の滞納がないこと。</p>
申込受付期間	<p>随時（令和9年3月31日まで） ※先着順により申込を受付け、審査会を経て、入居者を決定いたします。 ※受付は、土・日曜や祝日などの役場の休日を除く、8時30分～17時15分の間とさせていただきます。</p>
申 込 書 類	<p>①入居申込書（生活環境課備付け）</p> <p>②住民票謄本 申込者及び同居者の全員分</p> <p>③過去1年間の所得を証する書類 申込者及び同居者全員分（児童・生徒は除く） ・所得のある方・・・所得証明書 ※公的年金等も所得とみなされます。 ・所得がない方・・・非課税証明書 （注）過去1年間の所得はないが、現在所得がある方（就職、転職等）は、給与支払（見込）証明書を提出ください。</p> <p>④公金収納状況確認書（生活環境課備付け） （注）転入予定の方（申込時に金山町に住所がない場合） 上記の確認書に併せて、現在市町村民税等を賦課されている市町村窓口にて納税証明書を取得ください。</p> <p>⑤反社会的勢力（暴力団員等）でないことの表明・確約に関する同意書（生活環境課付け）</p> <p>⑥その他（該当する方） 身体障がい者手帳の写し・婚姻届受理証明書等</p>
選 考 方 法	<p>住宅に困窮する事情を調査し、入居者選考委員会にて、入居の資格を有しているかの審査を行い、入居決定いたします。</p>
選考結果の通知	<p>応募者に文書で通知します。※募集締め切りから概ね3週間以内。 なお、入居決定者は、敷金の納入と町営住宅使用請書の受理後に、入居許可書が発行され、正式に入居することができます。</p>
申込・問合せ先	<p>生活環境課 暮らし安全係 TEL29-5631</p>



玄関



ホール



浴室



洗面脱衣所



便所



テラス

寝室 (和室)



テラス



台所・食堂



台所・食堂



居間



物置

物置



物置